

表6 社会体育施設数

施設の種類	施設数	施設の種類	施設数
陸上競技場	18	アイススケート場(屋外)	2
野球場・ソフトボール場	73	山の家 (山小屋・遊舎小屋を含む)	7
球技場	3	トレーニング場	5
運動広場	108	漕艇場	1
水泳プール(屋外)	59	スキー場	10
体育館	105	キャンプ場	10
柔道場	10	ハイキングコース	10
剣道場	11	サイクリングコース	2
柔剣道場	8	オリエンテーリングコース	16
庭球場(屋外)	52	ランニングコース	1
すもう場(屋外)	4	冒険遊具コース	5
卓球場	1	海水浴場	11
弓道場	10	その他	24
アーチェリー場	1	合計	567

第7節 教職員の給与

昭和59年度の教職員の給与改定の内容は、県人事委員会の給与勧告にかんがみ、昭和59年12月定例県議会に給与条例の改正が提案され、議決・成立したものであり、その概要は、次のとおりである。

1 給与改定の概要・昭和59年12月県議会で議決された給与改定

県人事委員会は、昭和59年10月15日知事等に対して「職員給与について」勧告と意見の申し出を行った。

知事は、この勧告等を受けて、12月定例県議会に給与条例の一部を改正する条例を提案し、これが議決され、昭和59年4月1日に遡及適用(ただし、宿日直手当については昭和60年4月1日適用)された。これが改正概要は、次のとおりである。

(1) 給与の改善率

給与の改善率は、おおむね3.35%である。

(2) 給料表の改定

現行の給料表が国家公務員の俸給表の改定に準じて改定された。

(3) 諸手当の改正

① 初任給調整手当

医師に支給される当該手当の支給限度額が、217,600円(旧209,500円)に改められた。

② 扶養手当

当該手当の月額が、次のように改められた。

ア 配偶者 13,200円(旧12,300円)

イ 配偶者以外の扶養親族のうち2人まで各1人について4,200円(旧3,800円)

ウ 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人について8,900円(旧8,300円)

③ 住居手当

借家、借間に居住している職員に支給される当該手当が、次のように改められた。

家賃相当額が、15,500円を超える場合の2分の1加算限度額が、6,200円(旧5,800円)に改められた。これに伴い、最高支給限度額が、14,700円(旧14,300円)に改められた。

④ 通勤手当

ア 交通機関利用者

運賃相当額の全額支給限度額が20,300円(旧19,600円)に、運賃相当額が20,300円を超える場合の2分の1加算限度額が8,100円(旧7,800円)に改められた。これに伴い、最高支給限度額が28,400円(旧27,400円)に改められた。

イ 交通用具使用者

当該手当の最高支給限度額が28,400円(旧27,400円)に改められた。

⑤ 宿日直手当

勤務1回につき3,000円(旧2,900円)に改められた。

(4) 適用日等

上記改定事項は、昭和59年4月1日に遡及適用(ただし、

⑤については、昭和60年4月1日適用)され、差額は昭和59年12月26日に支給された。